

5. ふん害等防止条例の概要

平成22年4月1日時点

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
函館市 (北海道)	函館市犬による危害の防止等に関する条例 昭和49年1月12日 (平成16年11月16日)	畜犬の係留等について必要な事項を定め、犬による人、家畜などへの危害防止の措置を講ずることにより、市民生活の安全の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等への防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 (2010.3.31) 約28.3万人 15,385頭
黒松内町 (北海道)	黒松内町ごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成14年4月1日	町事業者、町民等及び土地所有者等が協力して地域における空き缶等及び吸殻等の投棄を防止するとともに犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、町民の快適な生活環境を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 3,198人 204頭
栗山町 (北海道)	栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成21年4月1日	空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりによる快適な生活環境の確保を目指す。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・指導書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 (制定時点) 約1.3万人 3,176頭
士別市 (北海道)	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成17年9月1日	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・指導書 ・命令書	人口 登録犬 (制定時点) 約2.3万人 1,233頭
恵庭市 (北海道)	きれいなまちづくり条例 平成15年3月31日	空き缶・たばこの吸殻・犬の糞などの散乱を防止し、地域の環境美化を促進し市民の生活環境の向上に役立てる事を目的とする。	犬の糞害等の防止啓発		人口 登録犬 約6.8万人 3,833頭
富良野市 (北海道)	富良野市まちをきれいにする条例 平成13年4月1日	富良野市環境基本条例に基づく環境美化の促進を図るため、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶、空きびん、たばこの吸殻、飼い犬の糞等のごみの散乱を防止するとともに、空き地の適切な管理をすることにより、美しく快適な生活環境の保全及び良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	市民等の責務、投棄の禁止、指導、勧告及び命令	勧告書、命令書	人口 登録犬 (制定時点) 約2.4万人 1,063頭
洞爺湖町 (北海道)	洞爺湖町さわやか環境条例 平成20年4月1日	町民及び滞在者等はペットを散歩させるときは、ペットの糞を処理するための用具を常に携行し、糞を持ち帰り、適正に処理しなければならない。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 (制定時点) 約1.0万人 630頭
登別市 (北海道)	登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例 平成17年4月1日	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに市が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 52,199人 2,814頭
中札内村 (北海道)	中札内村飼い犬のふん害防止条例 平成11年4月1日 (平成14年9月17日)	飼い主の責任により、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図り、良好で快適な生活環境を保持し、清潔なまちづくりを進めることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 4,044人 378頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
岩沼市 (宮城県)	岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成20年1月1日	飼い犬のふんの放置の防止を図ることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務、市民等の責務を規定 ・ふん放置防止重点地区の指定、施策推進のための行動計画策定を規定 ・指導、助言、勧告、命令を規定 ・違反者の公表を規定	なし	人口 登録犬 約4.4万人 2,669頭
山形市 (山形県)	山形市空き缶等散乱防止条例 平成9年10月1日 (平成11年12月24日)	公共の場所等におけるポイ捨てによる空き缶等及び吸殻等の散乱並びに飼養する動物のふんの放置を防止することにより、この市の美観の保全を図り、もって美しい山形をつくる基本条例に掲げる良好な環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、公表及び立入		人口 登録犬 (平成19年度) 約25万人 9,148頭
河北町 (山形県)	河北町快適な住みよいまちづくり条例 平成19年4月1日	快適な住みよいまちづくりに必要な事項を定め、町民、事業者及び町が一体となって、生活環境の保全向上を図ることを目的とする。	・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告		人口 登録犬 (平成19年度) 2.1万人 790頭
舟形町 (山形県)	舟形町環境美化推進条例 平成13年1月1日	飲食料容器等並びに吸殻等及びごみ等の散乱防止に関し、町、町民等、事業者等の責務及び必要事項を定めるところにより、本町全域の環境美化推進及び美観の保護を行い、清潔で美しい生活環境の形成に資することを目的とする。	・町民等の協力 ・公共等の場所において、排泄したふんの放置禁止 ・罰則		人口 登録犬 (平成19年度) 6,500人 260頭
長井市 (山形県)	長井市ポイ捨て等防止条例 平成16年7月1日	市長・市民及び事業者が一体となった公共の場所等におけるポイ捨て等による空き缶・吸殻等の散乱及び飼養する動物のふんの放置防止により環境の美化を図り、もって長井市環境保全基本条例(平成6年条例第9号)に掲げる市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・市長の責務 ・市民等の責務 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・公表		人口 登録犬 (制定時点) 約3万人 1,344頭
鶴岡市 (山形県)	鶴岡市空き缶等の散乱等の防止に関する条例 平成17年10月1日	空き缶等の投棄による散乱及びふん害の防止に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化促進及び美観の保護を行い、清潔で美しい地域社会の構築に資することを目的とする。	・市民の啓蒙 ・市民の協力 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発		人口 登録犬 (平成22年11月末時点) 約13.8万人 4,769頭
郡山市 (福島県)	郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 (平成10年10月12日)	市民及び事業者、並びに市の責務を明らかにし、環境の美化を推進することにより、市民の快適な生活の確保を目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び助言 3 勧告 4 命令 5 立入調査	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 337,544人 17,562頭
磐梯町 (福島県)	磐梯町ポイ捨て等の防止に関する条例 (平成20年10月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置に関し必要な事項を定め、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、助言及び命令	犬のふん回収命令書	人口 登録犬 (制定時点) 約3,800人 239頭
柳津町 (福島県)	柳津町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 (平成21年1月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導	無し	人口 登録犬 (制定時点) 約4,200人 157頭
水戸市 (茨城県)	水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 (平成8年10月1日)	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等について必要な事項を定めることを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・立入調査・罰則	・指導報告書 ・勧告書	人口 登録犬 約26.4万人 13,041頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
日立市 (茨城県)	日立市飼い犬のふん等の防止に関する条例 (平成10年10月1日)	清潔で美しい街づくりを推進し、もって良好な生活環境の保全に寄与する	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び命令 ・立入調査・罰則	回収命令	人口登録犬 約19.5万人 8,758頭
古河市 (茨城県)	古河市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 (平成10年4月1日)	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等について必要な事項を定めることを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告立入調査・罰則	・指導報告書 ・勧告書	人口登録犬 約14.4万人 9,473頭
笠間市 (茨城県)	笠間市すまよい環境条例 (平成18年3月19日)	ごみのない、美しく、さわやかな、すまよい環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	指導報告書	人口登録犬 約8万人 6,534頭
小美玉市 (茨城県)	小美玉市環境美化条例 (平成18年3月27日)	良好な環境の形成を目指して市、市民等及び事業者、占有者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、その施策の総合計画的な推進を図り、持って清潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口登録犬 約5.2万人 4,900頭
大洗町 (茨城県)	大洗町環境美化の推進に関する条例 (平成19年3月15日)	ごみの投げ捨て、ふん害及びその他町の美観を害する行為を町、町民等、事業者等及び土地所有者等が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	無	人口登録犬 約1.8万人 1,017頭
ひたちなか市 (茨城県)	ひたちなか市まちをきれいにする条例 (平成18年3月30日)	清潔な美しいまちづくりを目指し、市、市民等、飼い主、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投げ捨て及びふん害を防止することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	無	人口登録犬 約15.6万人 6,188頭
鹿嶋市 (茨城県)	まちをきれいにする条例 (平成13年10月12日)	散乱ごみのない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔な美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口登録犬 約6.5万人 4,871頭
鉾田市 (茨城県)	鉾田市まちをきれいにする条例 (平成17年10月1日)	空き缶、吸殻等の散乱及びその他の廃棄物の散乱を防止することに関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口登録犬 約5万人 4,814頭
神栖市 (茨城県)	神栖市きれいなまちづくり推進条例 (平成17年6月24日)	散乱ごみ等のない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔なきれいなまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口登録犬 約9.4万人 6,380頭
龍ヶ崎市 (茨城県)	龍ヶ崎市ごみのないきれいなまちに関する条例 (平成10年6月16日)	散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口登録犬 約7.9万人 4,745頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
牛久市 (茨城県)	牛久市環境美化の推進に関する 条例 (平成16年3月26日)	ごみの投げ捨て、宣伝物等の放置及びふん害等のまちの美観を害する行為を市、事業者、市民等及び土地所有者等が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約8.0万人 4,408頭
阿見町 (茨城県)	阿見町環境美化条例 (平成10年10月5日)	空き缶の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理ならびに霞ヶ浦湖岸の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約4.7万人 3,377頭
土浦市 (茨城県)	土浦市さわやか環境条例 (平成6年9月29日)	ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約14.3万人 9,087頭
石岡市 (茨城県)	環境美化条例 (平成17年10月1日)	市民が良好な環境のもと快適な生活を営むため、市、事業者及び市民が環境美化の観点から取り組むべき事項を定めることにより、清潔な環境のまちづくりの推進を図ることを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約8万人 6,278頭
かすみがうら市 (茨城県)	かすみがうら市環境美化に関する 条例 (平成17年3月28日)	地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって環境に配慮した住民活動を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約4.4万人 3,152頭
つくば市 (茨城県)	つくば市きれいなまちづくり条例 (平成19年6月26日)	清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	無	人口 登録犬 約20.9万人 10,988頭
取手市 (茨城県)	取手市まちをきれいにする条例 (平成10年12月25日)	空き缶等の散乱、歩行中の喫煙及び犬のふん害の防止に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約10.9万人 6,674頭
守谷市 (茨城県)	守谷市ポイ捨て等防止に関する 条例 (平成19年12月17日)	ポイ捨て、路上等喫煙及び飼い犬等のふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止等に関して、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、回収容器の設置、ポイ捨て等の禁止強化区域の指定その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の推進及び歩行者等の安全の確保を図り、もって清潔で快適な生活環境を保持することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	無	人口 登録犬 約6.0万人 4,397頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
結城市 (茨城県)	結城市ごみ等の散乱防止に関する条例 (平成18年12月19日)	清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ごみ等(空き缶、空き瓶その他の容器、タバコの吸殻、チューインガムのかみかす及び包装紙その他の投げ捨て又は放置による散乱性の高い廃棄物並びに飼い犬の散歩中の糞)の投げ捨て及び放置によるごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、地域環境の保全美化を促進し、美しい街づくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・全戸チラシでの周知 ・実態調査	無	人口 登録犬 約5.2万人 4,824頭
桜川市 (茨城県)	桜川市を美しくする環境条例 (平成17年10月1日)	ごみのない美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・指導書 ・命令書	人口 登録犬 約4.7万人 3,324頭
常陸太田市 (茨城県)	常陸太田市ごみ等の散乱の防止に関する条例 (平成10年3月24日)	清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ごみ等の投げ捨てによる散乱を防止し、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・市民等のゴミ等持ち帰り立入調査 ・勧告及び命令 ・罰則	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約5.7万人 4,458頭
つくばみらい市 (茨城県)	つくばみらい市環境保全条例 (平成18年7月3日)	現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬(猫)適正管理勧告書	人口 登録犬 約4.3万人 3,118頭
宇都宮市 (栃木県)	宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例	ごみのないきれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ごすことのできる「きれいなまち宇都宮」を協働し、もって市民の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。	・意識啓発 ・市民協働 ・指導、勧告、事実等の公表(重点地区においては警告及び過料)	・指導書 ・勧告書	人口 登録犬 (平成21年度末) 約50.9万人 24,042頭
足利市 (栃木県)	足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例 (平成16年7月1日)	飼い主の責任としての飼い犬猫のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬猫のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い犬猫のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告 命令・罰則	・飼い犬猫のふん害等防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 (平成21年度末) 約15.6万人 8,737頭
日光市 (栃木県)	日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 (平成18年3月20日) ※当分の間、旧今市市の区域にのみ適用	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん害等防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 (平成20年度末) 約9万人 6,047頭
館林市 (群馬県)	館林市みんなでまちをきれいにする条例 平成16年10月1日	市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が求める清潔できれいなまちづくりを目指すため必要な事項を定めるものとする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発及び監視 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力、原状回復命令、公表、罰金	・原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約8.0万人 4,614頭
板倉町 (群馬県)	板倉町美しいまちづくり条例 平成17年10月1日	光と水と緑につつまれた板倉町の生活環境を守りはくむため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い犬のふん害禁止 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令書	人口 登録犬 約1.6万人 1,732頭
明和町 (群馬県)	明和町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年10月1日	環境への負担の低減及び快適な生活環境の保全を図るため、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項を定め、清潔で美しい街づくりを推進する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	・命令書 ・原状回復命令等報告書	人口 登録犬 約1.2万人 1,007頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
千代田町 (群馬県)	千代田町ごみのポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成17年4月1日	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	・原状回復命令の報告書	人口登録犬 約1.2万人 1,039頭
大泉町 (群馬県)	大泉町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年10月1日	ポイ捨て等(犬のふんの放置)の防止に関し必要な事項を定めることにより、町、町民等、事業者及び所有者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令 ・過料	その他	人口登録犬 約4.1万人 2,069頭
邑楽町 (群馬県)	邑楽町ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成15年10月1日施行	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を保全する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料		人口登録犬 約2.8万人 2,629頭
みなかみ町 (群馬県)	みなかみ町環境美化に関する条例 平成17年10月1日	この条例は、ポイ捨て、ふん害、落書き及び野焼き(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、所有者等及び町が一体となり生活環境の保全と清潔で美しい町づくりの形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口登録犬 約2.2万人 1,779頭
富岡市 (群馬県)	富岡市きれいなまちづくり条例 平成18年3月27日	この条例は、きれいなまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにすることを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表、過料	・状況報告 ・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口登録犬 約5.3万人 3,900頭
下仁田町 (群馬県)	下仁田町環境美化に関する条例 平成17年10月1日	この条例は、町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全な生活環境のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに資することを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表		人口登録犬 約0.9万人 803頭
安中市 (群馬県)	安中市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月18日	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、ごみ等の散乱及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する措置、指導、啓発、及び施策 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導、過料		人口登録犬 約6.3万人 5,065頭
伊勢崎市 (群馬県)	伊勢崎市まちをきれいにする条例 平成18年4月1日施行	身近な生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責任と役割を明確に定めることにより、それぞれが協力連携し、まちの環境美化に努め、もって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主等に対し犬のふんの放置の禁止指導及び勧告、公表	・勧告書 ・公表	人口登録犬 約21万人 12,860頭
羽生市 (埼玉県)	羽生市飼い犬ふん害等防止条例 (平成7年4月1日)	飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与すること。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 (制定時点) 約5.6万人 4,902頭
新座市 (埼玉県)	新座市飼い犬ふん害等防止条例 (平成8年4月1日)	飼い犬のふん及び尿の処理等について、飼い主の責任としての必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の維持に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 (制定時点) 約15.8万人 6,520頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
行田市 (埼玉県)	行田市愛犬条例 (平成21年4月1日)	飼い主が愛情を持ってその飼い犬を飼養するとともに、飼い主としての責任を持ち、飼い犬を適切に共生にすることにより、市民と飼い犬との共生に配慮しつつ、公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導 ・委任		人口登録犬 (制定時点) 約8.6万人 5,790頭
市川市 (千葉県)	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(通称市民マナー条例) 平成16年4月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市市川市の実現を図ることを目的とする。	・市民などの責務(ふんの回収) ・路上禁煙・美化推進地区の指定 ・禁止行為(路上喫煙、ポイ捨て、犬のふんの放置) ・過料(指定地区道路路上における禁止行為)	・勧告書 ・措置命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書 ・督促状	人口登録犬 (H22.4.1時点) 約47.5万人 17,127頭
野田市 (千葉県)	野田市環境美化条例 平成9年5月1日	事業者・市民等、所有者等及び市が一体となり空缶、吸殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努めることにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資する	飼い主のふん害等の防止のため	なし	人口登録犬 (平成22年3月末現在) 15.7万人 10,565頭
白井市 (千葉県)	白井市まちをきれいにする条例 (平成15年4月1日)	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となり、清潔で美しいまちづくりを進めるため、空き缶等及び吸殻等の散乱防止、落書きの防止並びに飼い犬のフンの放置の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保する。(条例第1条抜粋)	・市民の協力 ・飼い主の遵守事項	その他	人口登録犬 (制定時点) 約6.0万人 3,044頭
印西市 (千葉県)	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例 (平成20年1月15日)	歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となって取り組み、もってきれいなまちづくりを推進し、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民等の協力 ・指導及び勧告	指導書又は勧告書	人口登録犬 (制定時点) 約6.4万人 3,450頭
君津市 (千葉県)	君津市まちをきれいにする条例 (平成09年03月31日 条例第4号)	この条例は、市民参加及び市民協働によるまちづくりについての基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者(以下、「市民等」といいます。)及び市がそれぞれの役割と責任に基づき、連携、協力してまちづくりに当たることにより、活力に満ちた魅力あふれる君津市の実現を図ることを目的とします。	飼主の糞害の防止に関する啓発	指導	人口登録犬 (制定時点) 約9.0万人 6,243頭
袖ヶ浦市 (千葉県)	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例 (平成09年03月28日 条例第1号)	この条例は、空き缶等及び吸殻等の散乱の防止並びに飼い犬のふんの放置の防止等に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導	勧告・命令・公表等	人口登録犬 (制定時点) 約5.3万人 4,682頭
千代田区 (東京都)	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 平成14年10月1日	区民が安全で快適に暮らせるまちづくりに必要な事項を定め、区民等の主体性かつ具体的な行動を支援するとともに、生活環境を整備することにより、安全で快適な都市千代田区の実現を図る	・飼い主への啓発 ・改善命令及び公表		人口登録犬 約4.7万人 1,355頭
台東区 (東京都)	台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年9月26日	ポイ捨て行為の防止について必要な事項を定めることにより、台東区におけるまちの環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(区民等の責務)「犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、その用具により処理すること。		人口登録犬 約16.7万人 6,174頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
江東区 (東京都)	江東区みんなでまちをきれいにす る条例 平成10年1月1日	空き缶・吸い殻等の散乱防止等に関 し必要な事項を定めることにより、美 しく快適な生活環境の保全を図り、 もって江東区のまちをきれいにす ることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬 のふんを公共の場所に放 置すること」をしてはなら ない。		人口 登録犬 約46.8万人 15,889頭
目黒区 (東京都)	目黒区ポイ捨てなどのないまちを みんなでつくる条例 平成15年7月1日 (平成19年11月30日)	生活環境の美化、区民等及び事業者 の果たすべき役割と責任を明らかに するとともに、ポイ捨ての防止等につ いて必要な事項を定めることにより、 清潔で美しく快適な生活を営むこと のできる地域社会の形成に寄与す ることを目的とする。	犬の飼い主に対するふん の放置防止の指導、勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約25万人 9,675頭
渋谷区 (東京都)	きれいなまち渋谷をみんなでつ くる条例 平成10年4月1日	「きれいなまち渋谷をみんなでつ くる」という理念の下に、たばこの吸い殻、 空き缶等の投げ捨て及び落書きの防 止等で、美しく健全なまちづくりを総 合的に推進する。	・飼い主の遵守事項 ・罰則(2万円以下の罰 金)(犬のふんのみ)		人口 登録犬 約19.5万人 7,785頭
杉並区 (東京都)	杉並区生活安全及び環境美化に 関する条例 平成15年10月1日 (平成16年11月1日改正)	生活安全及び環境美化について必要 な事項を定めることにより、生活安全 及び環境美化に関する区民等及び事 業者の意識の高揚に動機、その自主 的な活動を支援するとともに、地域の 犯罪の防止及び環境美化を図り、も って安全で快適な杉並区をつくるこ とを目的とする。	・飼い主のふん害等の防 止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則(モデル地区内にお いて)		人口 登録犬 約53.9万人 19,978頭
板橋区 (東京都)	エコポリス板橋クリーン条例 平成11年2月1日	ごみの投げ捨て等を防止し、地域の 環境美化活動の一層の推進を図り、 もって区民の良好な生活環境を確保 すること。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	その他(勧告通知 書)	人口 登録犬 約53.7万人 17,480頭
葛飾区 (東京都)	葛飾区きれいで清潔なまちをつ くる条例 平成17年8月1日	きれいで清潔なまちづくりの推進に関 し、区、区民等及び事業所の責務を 明らかにするとともにこれらの者が協 力して吸い殻等及び空き缶等をみだ りに捨てる行為等の防止に取り組む ことにより、きれいで清潔なまちをつ くり、もって快適で住みよい地域社会 の形成に寄与することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約44.7万人 14,829頭
青梅市 (東京都)	青梅市ポイ捨ておよび飼い犬の ふんの放置の防止ならびに路上 喫煙の制限に関する条例 平成22年1月1日	ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置 を防止し、ならびに路上喫煙を制限す ることにより、地域の環境美化を推進 し、かつ安全で快適な生活環境を確 保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防 止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害 等勧告 ・命令書	人口 登録犬 約14.0万人 7,246頭
府中市 (東京都)	府中市まちの環境美化条例 平成16年4月1日	市、市民、事業者及び土地所有者が 協力して、まちの環境美化を推進す るために市内における空き缶等及び吸 い殻等の錯乱防止等について必要な 事項を定めることにより、市民の良好 な生活環境を確保する。	・禁止行為に対する指 導、勧告及び罰則規定		人口 登録犬 約24.5万人 8,643頭
昭島市 (東京都)	昭島市まちをきれいにする条例 平成14年4月1日	市、市民、事業者及び土地所有者が 協力して市の区域内におけるごみの 散乱及び犬・猫のふんの放置を防止 することにより、快適な生活環境を確 保することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、委任 ・罰則(5万円以下の過 料)		人口 登録犬 約11.3万人 5,045頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
小金井市 (東京都)	小金井まちをきれにする条例 平成9年12月3日 (平成15年3月26日)	市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域における空き缶等及び吸殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫煙による危険及び迷惑を防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬・猫のふん害防止 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約11.4万人 4,164頭
日野市 (東京都)	日野市みんなでまちをきれいにする条例 平成12年9月29日	この条例は、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止し、まちの環境美化と資源の有効利用を推進するとともに、日野市環境基本計画において目標とする「ごみゼロ社会の実現」に向け、地域環境にあたる負荷の低減と、市民意識の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則 ・その他		人口 登録犬 約17.7万人 7,947頭
清瀬市 (東京都)	清瀬市まちを美しくする条例 平成10年3月30日	空き缶等、吸殻等及び飼い犬のふんの散乱の防止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸殻等の投棄及び飼い犬のふんの放置の禁止その他必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則(重点地域内の違反者に2万円以下の罰金)	・勧告及び命令	人口 登録犬 約7.4万人 2,765頭
東久留米市 (東京都)	東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例 平成18年3月1日	市民及び事業者が協力し、ポイ捨て等を防止することによりまちの美化の推進を図るとともに、路上喫煙を規制することにより快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・自己が飼育し、または管理する犬その他の動物のふんの放置禁止 ・犬等のふんの処理		人口 登録犬 約11.5万人 4,968頭
武蔵村山市 (東京都)	武蔵村山市空き缶・吸殻等散乱及び犬のふん放置等の防止に関する条例 平成17年4月1日	空き缶・吸殻等の散乱及び犬のふんの放置等を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則		人口 登録犬 約7.1万人 4,664頭
稲城市 (東京都)	稲城市まちをきれいにする市民条例 平成12年10月1日	市民、事業者及び土地所有者(以下「市民等」)並びに市が協働して市内における空き缶等、吸殻及び一般ごみ等の散乱の原因となる投棄、犬・猫のふん及び簡易広告物の放置並びにたん・つばの吐き出しを防止するため、市民等の創意による主体的な行動を推進する上で必要な事項について定め、もって清潔で美しいまちづくりを進め、安全で快適な生活環境の確保・維持に寄与すること	・飼い主への犬・猫のふん放置防止を啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・誘導、勧告及び命令		人口 登録犬 約8.3万人 3,690頭
羽村市 (東京都)	羽村市美しいまちづくり基本条例 平成2年4月1日	市民が健康で文化的生活を営むうえで必要な良好な環境の確保と美化の促進を図るため、市長、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、美しいまちづくりを総合的に推進するための基本的事項を定め、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	・愛がん動物の飼育者の責務 ・飼育者の遵守事項		人口 登録犬 約5.8万人 2,527頭
大島町 (東京都)	大島町環境保護条例 平成17年3月22日	環境保護	・飼い主の啓発	飼い犬のふん害等 勧告書	人口 登録犬 約0.9万人 808頭
茅ヶ崎市 (神奈川県)	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 (平成14年6月1日)	美しく健康的な生活環境を守るための行動の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市域の美観の保持及び健康的な生活環境の保全に資することを目的とする。	何人も、その飼育し、又は管理する犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを投棄し、又は放置してはならない。違反者は2万円以下の罰金に処する。		人口 登録犬(制定時点) 約22.4万人 約1.05万頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
寒川町 (神奈川県)	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例 (平成19年7月1日)	町民等、事業者、所有者等及び町が協力し行動することにより、地域の環境美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	動物の適正管理と犬が公共の場所等でふんをした時は放置してはならない。違反者は2万円以下の罰金に処する。		人口 登録犬 (制定時点) 約4.7万人 2,744頭
三浦市 (神奈川県)	「まちをきれいに」みんなで守る条例 (平成15年7月1日)	地域の美観の保持及び安全で健康的な生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の創造に寄与することを目的とする。	(愛がん動物の適正管理等) 第7条2 市民等は飼育し、又は管理する犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを投棄し又は放置してはならない。		
秦野市 (神奈川県)	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例 (平成8年9月27日)	市、市民等及び事業者が一体となつてごみの散乱を防止するとともに、不法投棄に対する措置その他必要な事項を定めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、もって本市における良好な環境を確保することを目的とする。	不法投棄等(飼い主のふん害等の防止含む)に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約17.0万人 9,825頭
綾瀬市 (神奈川県)	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例 (平成19年7月1日)	ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄防止について必要な事項を定め、きれいなまちづくりを推進する	・飼い主のふん回収用具 携行とふん回収の義務 ・報告、立入調査の規定	立入検査証	人口 登録犬 (制定時点) 8.3万人 5,432頭
大和市 (神奈川県)	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 (平成22年10月1日)	市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいな街づくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	公共の場所でふんをした際の回収、自宅に持ち帰り適正に処理することの義務づけ		人口 登録犬 (制定時点) 22.6万人 11,386頭
藤沢市 (神奈川県)	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例 (平成19年7月20日)	きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令及び罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約40.8万人 21,787頭
阿賀野市 (新潟県)	阿賀野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成16年4月1日	この条例は、ごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言 ・飼い主の遵守事項 ・立入調査 ・勧告及び命令 ・公表	・ふん害防止勧告書 ・勧告に従うべき旨の命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 45,643人 2,806頭
新発田市 (新潟県)	新発田市環境美化推進条例 平成12年3月21日 (平成17年04月28日)	この条例は、新発田市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 102,296人 5,462頭
胎内市 (新潟県)	胎内市環境美化推進条例 平成17年9月1日 (平成21年4月1日)	この条例は、市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱並びに飼い犬等のふん害の防止その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよい地域づくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 31,686人 1,596頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
聖籠町 (新潟県)	聖籠町環境美化推進条例 平成12年03月24日 (平成15年06月23日)	この条例は、町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理対策、その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 13,589人 1,007頭
村上市 (新潟県)	村上市ごみの散乱等防止条例 平成20年4月1日	この条例は、市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めるとともに、岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	・飼い主の責務 ・遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 67,440人 3,394頭
関川村 (新潟県)	関川村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月26日 (平成20年03月22日)	この条例は、村の環境美化の推進について、村、村民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他必要事項を定め並びに岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	・飼い主の責務 ・遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H20年度末) 6,570人 357頭
五泉市 (新潟県)	五泉市空き缶等散乱及びふん害の防止に関する条例 平成18年1月1日 (H18.1.1制定)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい街づくりに資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令、調査、公表	・ふん害防止・飼い犬の立入防止 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (制定時点) 約5.8万人 2,671頭
燕市 (新潟県)	燕市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月21日 (H18.3.20制定)	ポイ捨てによる空き缶その他の廃棄物の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長) ・公表(市長)、過料	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・勧告履行命令書(ポイ捨て等と兼用)	人口 登録犬 (制定年度末) 約8.5万人 3,539頭
三条市 (新潟県)	三条市ポイ捨て等防止条例 平成18年8月1日 (H18.3.23制定)	ポイ捨てによるたばこの吸い殻、空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの回収義務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・命令書(ポイ捨て等と兼用)	人口 登録犬 (制定年度末) 約10.8万人 4,571頭
田上町 (新潟県)	田上町環境美化推進条例 平成21年4月1日(H20.12.19制定) (罰則規定は平成21年9月1日)	町、町民等、事業者及び土地所有者等が協働して良好な生活環境の保全及び生活環境の美化を推進することにより、快適な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・ふんの回収義務 ・勧告(町長)、命令(町長) ・公表(町長)、過料	なし	人口 登録犬 (制定年度末) 13,138人 665頭
見附市 (新潟県)	見附市ふるさと美化条例 平成16年06月24日	この条例は、市、市民等、事業者及び空き地の所有者等が一体となつて、それぞれの責務を果たしながら、良好な生活環境の保全と環境の美化を推進し、市民が誇れる美しいふるさとづくりに資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (平成21年度末) 約3.9万人 (1,473頭)
長岡市 (新潟県)	長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例 平成15年12月26日	この条例は、市民の参加と協働による美しいまちづくりを行い、うるおいと魅力にあふれる生活環境の創造を図るため、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化(以下「生活環境の保全及び美化」という。)に対する市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全し、及び生活環境の美化を推進するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬等のふんの適正処理 ・助言及び指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (平成21年度末) 約28.3万人 (10,647頭)

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
出雲崎町 (新潟県)	出雲崎町環境美化推進条例 平成14年03月25日	この条例は、先人の英知と努力により開拓され、町民の生活基盤を築いてきた本町の環境を保全し、また、環境美化に対する意識啓発を行い、環境破壊の原因となるごみの不法投棄等の防止に関し、必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び土地所有者等が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、助言又は勧告、命令 ・公表 ・立入調査	・出雲崎町環境美化推進についての勧告書 ・出雲崎町環境美化推進についての命令書	人口 登録犬 (平成21年度末) 約0.5万人 (217頭)
魚沼市 (新潟県)	魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例 平成17年4月1日	空き缶、吸い殻等の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬 (21.11末) 約4.2万人 1,872頭
妙高市 (新潟県)	妙高市ごみの散乱防止に関する条例 平成8年12月19日 (平成17年10月1日)	市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者及び占有者等の責務その他の必要事項を定め、ペットのふん等を含めたごみの散乱を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	・市民等の責務 ・禁止行為 ・勧告及び命令 ・公表 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 (H22.11末) 登録犬 (H22.9末) 約3.6万人 1,958頭
糸魚川市 (新潟県)	糸魚川市環境美化推進条例 平成18年4月1日	良好な生活環境の保全及び生活環境の美化並びにごみの減量化を推進することにより、美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言 ・勧告並びに命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 (H22.11末) 登録犬 (H22.9末) 約4.9万人 1,961頭
佐渡市 (新潟県)	佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成21年4月1日	ポイ捨てによる空き缶等その他の廃棄物の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい島づくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導・勧告 ・罰則(過料)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・告知書(ポイ捨て等と兼用) ・弁明書(ポイ捨て等と兼用) ・過料処分決定通知書(ポイ捨て等と兼用)	人口 登録犬 (制定時点) 約6.4万人 3,114頭
福井市 (福井県)	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 (平成9年10月1日)	この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の回収義務	・飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (20年度) 約26.9万人 10,348頭
坂井市 (福井県)	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成18年3月20日)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 (20年度) 約9.2万人 4,243頭
あわら市 (福井県)	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成16年3月1日)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項 ・指示及び勧告		人口 登録犬 (20年度) 約3.1万人 1,349頭
勝山市 (福井県)	勝山市環境美化推進条例 (平成16年4月1日)	この条例は、勝山市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱防止及び愛玩動物の適正飼育並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口 登録犬 (20年度) 約2.7万人 1,185頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
大野市 (福井県)	大野市環境美化推進条例 (平成12年7月19日)	この条例は、大野市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱の防止、愛玩動物のふん害の防止並びに空き地の適正管理について必要な事項を定めることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口 登録犬 (20年度) 約3.7万人 1,771頭
鯖江市 (福井県)	鯖江市市民環境条例 (平成14年4月1日)	市民が健康で文化的な生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、事業者および市が一体となり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とする。	第4節 愛がん動物の管理 1 啓発 2 市民の協力 3 投棄の禁止 4 飼育者等の遵守義務 5 指導または勧告		人口 登録犬 (20年度) 約6.7万人 2,288頭
越前町 (福井県)	越前町環境条例 (平成18年8月1日)	生きるものすべての潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、自らの日常生活や経済活動のあり方を見つめ直し、町民、事業者及び行政が一体となって、環境への付加の少ない持続的な発展が可能な町作りに向けて総合的かつ計画的な取組みを展開していく必要がある。 町民の英知の集結と行動により、豊かで美しいふるさと越前町の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。	・動物の排泄物の処理 ・停止命令		人口 登録犬 (20年度) 約2.4万人 1,063頭
甲府市 (山梨県)	甲府市環境の美化に関する条例 (平成14年6月1日)	市、市民等、事業者及び所有者等が一体となって、廃棄物の散乱を防止すること等により、地域の環境の美化を推進し、もって清潔で美しいまちの形成に寄与する。	飼い主の義務	・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約19.9万人 10,197頭
甲斐市 (山梨県)	甲斐市まちをきれいにする条例 (平成19年9月1日)	緑と活力あふれる生活快適としづくりの実現に向け、生活環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保する。	・愛護動物の管理 ・飼い犬・飼い猫のふんの放置の禁止	・身分証明書 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約7.4万人 5,416頭
昭和町 (山梨県)	昭和町ゴミのないきれいなまちにする条例 (平成19年4月1日)	散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、町民等、事業者、土地所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資する。	・町の責務 ・飼い主の遵守事項	・中止・原状回復命令書 ・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約1.7万人 1,125頭
中央市 (山梨県)	ごみのないきれいなまちにする条例 (平成20年3月25日)	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推薦し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主の義務(飼い犬のみ対象)	なし	人口 登録犬 約3.2万人 2,372頭
市川三郷町 (山梨県)	市川三郷町飼い犬等による危害を防止する条例 (平成17年10月1日)	飼い犬等の適正な飼育に関し必要な事項を定め、人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・適正飼育 ・遺棄禁止 ・不必要な繁殖防止 ・ふん害防止 ・愛護について	・改善勧告書 ・改善勧告報告書 ・改善措置命令書	人口 登録犬 約1.8万人 1,323頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
富士河口湖町 (山梨県)	富士河口湖自然環境を守り育む 条例 (平成15年11月15日)	この条例は、富士山憲章の推進及び 国際観光地にふさわしい富士河口湖 町の環境を守り育むことについて、 町、町民等及び事業者の権利と債務 並びに環境への負荷の軽減を進める とともに、生活環境の美化について も必要な事項を定め、もって町民の健 康で快適な生活の確保に寄与し、富 士河口湖町の豊かな自然を後世に引 き継ぐことを目的とする。	糞の放置に関する啓発 町民の協力	人口 登録犬	約2.6万人 1,545頭
都留市 (山梨県)	都留市まちをきれいにする条例 (平成12年7月1日)	ごみの散乱の防止に関し必要な事項 を定めることにより、地域の環境美化 の促進及び景観の保全を図り、もって 市民の快適な生活環境を確保するこ とを目的とする。	・投棄の防止 ・美化推進指導員	人口 登録犬	31,947人 1,786頭
韮崎市 (山梨県)	韮崎市環境美化推進条例 (平成18年4月1日)	市、市民等、事業者及び土地所有者 等が一体となって廃棄物の散乱の防 止及び土地の良好な管理を行うこと 等により、地域の環境の美化を推進 し、清潔で美しいまちの形成に寄与 することを目的とする。	飼い主の義務	人口 登録犬	32,072人 2,550頭
北杜市 (山梨県)	北杜市まちをきれいにする条例 (平成18年3月15日)	ごみの散乱の防止について必要な事 項を定めることにより、地域の環境美 化の促進及び景観の保全を図り、も って良好な生活環境の向上に資するこ とを目的とする。	市・事業者・市民等・土地 所有者等の責務	人口 登録犬	50,011人 5,443頭
各務原市 (岐阜県)	各務原市美しいまちづくり条例 (平成11年7月1日)	地域環境の美化の促進、市民の清潔 で快適な生活環境の確保を目的とす る。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	人 口 登録犬	約15.0万人 9,300頭
羽島市 (岐阜県)	羽島市美しいまちづくり条例 (平成13年4月1日)	空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑 草の繁茂の防止について必要な事項 を定めることにより、清潔で美しいま ちづくりの推進を図り、もって良好な生 活環境を確保することを目的とする。	①市民等の責務 ②事業者の責務 ③土地所有者の責務 ④飼い主の責務 ⑤市の責務(啓発等) ⑥市の施策への協力 ⑦指導・助言・勧告・命令	人 口 登録犬	約6.9万人 4,106頭
笠松町 (岐阜県)	笠松町美しいまちづくり条例 (平成18年6月22日)	空き缶等の散乱、喫煙及び飼い犬等 のふんの害並びに雑草の繁茂の防 止について必要な事項を定め、町民 等、事業者、土地の所有者等及び町 が協働して、将来にわたり安全で快適 な環境を保つことにより、清潔で美し いまちづくりを目指すことを目的とす る。	①町民等、事業者、土地 所有者、飼い主、町の責 務 ②ポイ捨ての禁止等 ③指導、勧告、措置命 令、公表、罰則	人 口 登録犬	約2.2万人 1,179頭
山県市 (岐阜県)	山県市環境保全条例 (平成15年4月1日)	環境の保全に関する基本的な事項を 定めることにより、市長及び市民及 びに事業者の責務を明らかにすると ともに、環境保全に関する施策を総合 的かつ計画的に推進し、市民の福祉 の向上に寄与することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	人 口 登録犬	約3.0万人 2,302頭
本巣市 (岐阜県)	本巣市きれいなまちづくり条例 (平成16年2月1日)	空き缶等のごみの散乱、ふん害及び 雑草等の繁茂の防止について必要な 事項を定めることにより、市民等、事 業者、飼い主、占有者等及び市が互 いに責任を果たし、きれいなまちづく りの推進を図り、もって健康で安全かつ 快適な生活環境の確保に寄与するこ とを目的とする。	①市民の協力 ②飼い主の遵守事項 ③指導及び勧告	① 回収・清掃勧 告書 ② 回収・清掃命 令書 人 口 登録犬	約3.5万人 3,026頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
北方町 (岐阜県)	北方町を清潔で美しいまちにする 条例 (平成7年4月1日)	町及び町民等、事業者、占有者等が 一体となって空き缶等のごみの散乱 を防止するとともに、空き缶等のごみ の清掃を行い、環境美化の促進を図 り、清潔で美しいまちづくりをめざす ことを目的とする。	①町民の協力 ②飼い主の遵守事項		人 口 登録犬 約1.8万人 1,031頭
瑞穂市 (岐阜県)	瑞穂市を清潔で美しいまちにする 条例 (平成15年5月1日)	市民が健康で安全かつ快適な生活を 営むために必要な生活環境を確保す るため、市、市民等、事業者及び占有 者等が一体となって空き缶等のごみ の散乱を防止するとともに、空き缶等 のごみの清掃を行い、環境美化の促 進を図り、清潔で美しいまちづくりを 目指すことを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約5.1万人 2,999頭
大垣市 (岐阜県)	大垣市美しいまちづくり条例 (平成11年3月26日)	ふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、清潔で美しいまち づくり推進、良好な生活環境の確保を 目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④助言、勧告及び命令		人 口 登録犬 約16.5万人 9999頭
海津市 (岐阜県)	海津市ポイ捨て等防止条例 (平成17年3月28日)	ふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、清潔で美しいまち づくり推進、良好な生活環境の確保を 目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び助言		人 口 登録犬 約3.7万人 3,522頭
養老町 (岐阜県)	養老町美しいまちづくり条例 (平成16年4月1日)	ふん害の防止について、必要な事項 を定めることにより飼い主がお互いに 責任を果たし清潔で美しいまちづく りの推進を図り、良好な生活環境の確 保を目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約3.1万人 2,478頭
垂井町 (岐阜県)	垂井町ポイ捨て等防止条例 (平成11年10月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び ふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、良好な生活環境を 確保し、清潔なまちづくりを推進する ことを目的とする。	①飼い主の責務 ②飼い主の遵守事項 ③指導及び勧告		人 口 登録犬 約2.8万人 1,861頭
関ヶ原町 (岐阜県)	関ヶ原町まちをきれいにする条例 (平成19年4月1日)	ふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、良好な生活環境を 確保し、もって清潔なまちづくりを推 進することを目的とする。	①飼い主の責務 ②飼い主の遵守事項 ③指導及び助言 ④勧告、命令及び公表 ⑤罰則		人 口 登録犬 約0.8万人 629頭
神戸町 (岐阜県)	神戸町きれいなまちづくり条例 (平成20年4月1日)	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑 草の繁茂の防止について必要な事項 を定めることにより町民等、事業者、 飼い主、土地の所有者等及び町がお 互いに責任を果たし、協働による清 潔できれいなまちづくりの推進を図 り、もって良好な生活環境の確保に寄 与することを目的とする。	①町民等の責務 ②事業者の責務 ③飼い主の責務 ④土地所有者の責務 ⑤宣伝物の配布者の責 務 ⑥催し物の開催者の責務 ⑦町の責務 ⑧指導・助言・勧告・命令	①勧告書 ②命令書	人 口 登録犬 (平成21年 度) 約2.0万人 1,377頭
輪之内町 (岐阜県)	輪之内町ポイ捨て等防止条例 (平成11年4月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び ふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、良好な生活環境を 確保し、もって清潔なまちづくりを推 進することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②町民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約0.9万人 856頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
揖斐川町 (岐阜県)	揖斐川町美しいまちづくり条例 (平成17年1月31日)	ごみやふん害、雑草の繁茂の防止について定め、清潔で美しいまちづくりの推進を図る。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②命令書	人口登録犬 約2.4万人 2,100頭
大野町 (岐阜県)	大野町美しいまちづくり条例 (平成18年1月1日)	ふん害の防止について必要な次項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって快適な美しいまちづくりを推進することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②命令書	人口登録犬 (平成21年度) 約2.4万人 1,921頭
池田町 (岐阜県)	池田町美しいまちづくり条例 (平成13年4月1日)	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①命令書	人口登録犬 約2.4万人 1,830頭
関市 (岐阜県)	関市ポイ捨て等防止条例 (平成10年4月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより良好な生活環境を確保しもって清潔なまちづくりを促進する。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人口登録犬 約9.4万人 6,424頭
美濃市 (岐阜県)	美濃市まちを美しくする条例 (平成12年4月1日)	空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り、もって水と緑の快適な自然環境を保全し、市民の快適な生活を確保する。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③指導及び勧告		人口登録犬 約2.3万人 1,563頭
郡上市 (岐阜県)	郡上市ポイ捨て等防止条例 (平成16年3月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②飼い犬のふん害等命令書	人口登録犬 約4.7万人 3,179頭
美濃加茂市 (岐阜県)	美濃加茂市ポイ捨て等防止条例 (平成11年4月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②命令書	人口登録犬 約5.5万人 3,797頭
可児市 (岐阜県)	可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 (平成11年10月1日)	環境美化の促進を図り、市民の快適な生活を確保する。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②命令書	人口登録犬 約10.1万人 7,900頭
富加町 (岐阜県)	富加町ポイ捨て等防止条例 (平成11年3月23日)	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②飼い主の遵守事項 ③指導及び勧告		人口登録犬 約0.6万人 511頭
坂祝町 (岐阜県)	坂祝町を清潔で美しいまちにする条例 (平成9年12月22日)	町民が健康でかつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項		人口登録犬 約0.9万人 676頭
川辺町 (岐阜県)	川辺町環境美化条例 (平成16年4月1日)	空き缶等散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②飼い主の遵守事項 ③指導及び勧告	①飼い犬のふん害等 ②その他	人口登録犬 約1.1万人 904頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
七宗町 (岐阜県)	七宗町を清潔で美しいまちにする 条例 (平成14年3月15日)	町民が健康で安全かつ快適な生活を 営むに必要な生活環境を確保するた め、町、町民等、事業者及び占有者 等が一体となってごみ等の清掃を防 止するとともに、ごみ等の清掃を行う ことにより環境美化の促進を図り、清 潔で美しいまちづくりをめざすこと を目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約0.5万人 430頭
八百津町 (岐阜県)	八百津町ポイ捨て及びふん害防 止に関する条例 (平成12年4月1日)	地域の環境美化に努め、清潔で快適 な生活環境を確保することを目的とす る。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん 害等勧告書 ②その他	人 口 登録犬 約1.2万人 1,114頭
白川町 (岐阜県)	白川町美しいまちづくり条例 (平成15年4月1日)	町民一人ひとりの環境美化事業への 積極的な参画により、清潔で美しい まちづくりを目指すことを目的とする。	①飼い主の遵守事項 ②指導及び勧告	①飼い犬のふん 害等勧告書	人 口 登録犬 約1.0万人 822頭
御嵩町 (岐阜県)	御嵩町飼い犬等のふん害の防止 に関する条例 (平成12年9月1日)	飼い犬のふんの処理に関し、飼い主 の責任の明瞭化等必要な事項を定め ることにより、ふん害の防止に関する 意識の高揚を図り、もって町民の清潔 で快適な生活環境を保全することを 目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん 害等勧告書	人 口 登録犬 約2.0万人 1,721頭
多治見市 (岐阜県)	多治見市をごみの散らばっていない きれいなまちにする条例 (平成16年4月1日)	市、市民等、事業者、飼い主、土地所 有者等と自主活動団体が一緒になっ て、環境の美化を図るとともに、市民 の生活環境を向上させること。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②飼い主の遵守事項		人 口 登録犬 約11.4万人 8,814頭
瑞浪市 (岐阜県)	瑞浪市まちをきれいにする条例 (平成10年4月1日)	市民等一人ひとりの心配りにより、良 好な生活環境を確保し、清潔で美しい まちづくりを推進すること。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②飼い主の遵守事項		人 口 登録犬 約4.1万人 2,851頭
中津川市 (岐阜県)	中津川市ポイ捨て等防止条例 (平成12年3月23日)	快適な生活環境を確保するため、空 き缶等の散乱及びふん害の防止につ いて必要な事項を定めることにより、 環境美化の促進を図り、清潔で美し いまちづくりを推進することを目的とす る。	①市の責務 ②市民等の責務 ③事業者の責務 ④飼い主の遵守事項 ⑤指導・勧告 ⑥命令及び公表		人 口 登録犬 約8.2万 6,289頭
恵那市 (岐阜県)	恵那市空き缶等ポイ捨て及びふ ん害の防止に関する条例 (平成16年10月25日)	環境美化の推進を図り、もって市民の 快適な生活を確保することを目的とす る。	①市の責務 ②市民等の責務 ③事業者の責務 ④飼い主の責務 ⑤指導及び助言 ⑥勧告及び命令 ⑦公表		人 口 登録犬 約5.4万 4,201頭
高山市 (岐阜県)	高山市ポイ捨て等及び路上喫煙 禁止条例 (平成20年3月27日)	ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置 並びに路上喫煙の禁止について必要 な事項を定めることにより、市民等、 事業者、土地所有者等及び市が協働 して環境の美化を図り、もって快適な 生活環境を確保し、国際観光都市に ふさわしい環境の整備に資することを 目的とする。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約9.4万人 5,725頭
飛騨市 (岐阜県)	飛騨市ポイ捨て等防止条例 (平成16年2月1日)	市民が健康で安全かつ快適な生活を 営むのに必要な生活環境を確保する ため、ポイ捨てによる空き缶等のごみ 散乱を防止するとともに、犬猫のふん 害の防止について必要な事項を定め ることにより、環境美化の促進を図 り、清潔で美しいまちづくりを目指す。	①飼い犬のふん害等の防 止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告		人 口 登録犬 約2.7万人 1,552頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
白川村 (岐阜県)	白川村ポイ捨て等防止条例 (平成12年3月14日)	ポイ捨てによるごみの散乱防止や犬猫の糞害防止についての必要な事項を定めることにより、清潔で美しい村づくりを目指し、村民の健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保する。	①飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①飼い犬のふん害等指導報告書	人口 登録犬 約0.19万人 92頭
下呂市 (岐阜県)	下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例 (平成16年3月1日)	市の区域内におけるごみの不法投棄、散乱の防止、その他良好な環境の保持を推進することにより、清潔で明るいまちづくりを目指す。	①飼犬のふん害等の防止に関する啓発 ②市民の協力 ③飼い主の遵守事項 ④指導及び勧告	①回収・清掃勧告書 ②回収・清掃命令書	人口 登録犬 約3.7万人 2,367頭
浜松市 (静岡県)	猫の適正飼育推進事業事務取扱要領 (平成18年4月1日)	飼主不明猫の増加を防止するため実施する猫の適正飼育推進事業の事務取り扱いについて必要な事項を定める。猫の適正飼育推進事業(猫の正しい飼い方の普及啓発、飼主不明猫をなくす運動)	・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・ねこの実態調査	・猫の適正飼育推進地域指定申込書 ・事業実施計画書 ・事業実施報告書	人口 ねこ引取り うち引取り (制定時点) 約80万人 972匹 1,488匹
下田市 (静岡県)	下田市美しいまちづくりを推進する条例 平成16年10月7日	市民一人ひとりの地域環境の保全に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者及び所有者等の責任と役割を明確に示すことにより、それぞれが協力し、連携し、地域の環境を自ら保全することを図り、もっと美しいまちづくりを推進し、市民誰もが良好で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のフンの放置防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	・勧告書 ・措置命令	人口 約2.6万人
三島市 (静岡県)	三島市ごみの不法投棄等防止条例 平成10年6月1日	ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保	・市民の責務 ・勧告、公表 ・立入調査	様式の規定なし	人口 登録犬 約11.1万人 6,151頭
沼津市 (静岡県)	沼津市町をきれいにする条例 平成8年4月1日 (平成10年3月26日)	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、本市の美観を保全し、良好な生活環境の確保することを目的とする。	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	指導、公表	人口 登録犬 約20.5万人 12,853頭
函南町 (静岡県)	函南町まちをきれいにする条例 平成10年3月6日	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約3.8万人 2,796頭
清水町 (静岡県)	清水町環境美化条例 平成10年4月1日	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約3.2万人 1,611頭
長泉町 (静岡県)	長泉町清潔で美しいまちづくり条例 平成9年10月1日	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約4万人 1,756頭
藤枝市 (静岡県)	藤枝市まちをきれいにする条例 平成15年10月1日	地域環境の美化を推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を工場させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれ協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安全で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導・勧告・措置命令	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約14.5万人 9,347頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
名古屋市 (愛知県)	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 (平成16年10月13日)	安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協働して取組みを進めることによって、安心、安全で快適なまちの実現をめざすことを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼主の遵守事項 ・その他		人口登録犬 約225万人 122,575頭
一宮市 (愛知県)	一宮市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成14年4月1日	市民の快適な生活環境を確保する。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・命令 ・罰則	・飼い犬のふん害等報告書 ・飼い犬等のふん害防止報告書 ・命令書	人口登録犬 約38.5万人 24,714頭
瀬戸市 (愛知県)	瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年10月1日	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力、飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告、命令及び公表 ・協力要請 ・ふん害防止市民行動の日 ・ふん害防止重点地域		人口登録犬 約13.3万人 9,649頭
春日井市 (愛知県)	春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成8年10月1日	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言、顕彰、命令、罰則	・飼い犬のふん害等報告書 ・命令書	人口登録犬 約30.7万人 20,123頭
津島市 (愛知県)	飼犬を伴う散歩に関する条例 昭和57年4月1日	飼犬を伴う散歩時における生活環境の汚損を防止すること。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言	措置命令(散歩時における汚損防止及びふんの処理のための器具又は用具の携帯、散歩禁止区域に対する違反について)	人口登録犬 約6.5万人 4,507頭
安城市 (愛知県)	安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成7年11月1日 (平成17年11月1日)	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱防止及び飼い犬等のふんの放置防止について、市民等、事業者、土地占有者等、飼い主及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口登録犬 約18万人 11,186頭
犬山市 (愛知県)	犬山市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成10年7月1日	飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主の責任の明確化等必要な事項を定めることにより、もって市民の連帯感の育成と快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬等のふん害の防止に関する啓発 ・飼い主の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び命令 ・規則委任 ・罰則	・飼い犬等のふん害報告書 ・飼い犬等のふん害の防止報告書 ・命令書	人口登録犬 約7.5万人 5,412頭
江南市 (愛知県)	江南市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成15年10月1日	飼い犬等のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境を保全することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び公表	・飼い犬等のふん害の防止等指導報告書 ・飼い犬等のふん害の防止等報告書	人口登録犬 約10.1万人 6,616頭
小牧市 (愛知県)	小牧市快適で清潔なまちづくり条例 平成20年4月1日	地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主の糞害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項	・報告書 ・命令書	人口登録犬 約15.3万人 10,259頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
稲沢市 (愛知県)	稲沢市快適で住みよい街づくり条例 平成21年4月1日	稲沢市環境基本条例の基本理念に基づき、生活環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれがこの役割の下、生活環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民等の快適で住みよい生活環境の確保に寄与することを目的とする。	犬、猫等を飼育し、又は保管する者は、当該犬、猫等のふんを放置し、又は投棄してはならない。	・命令書	人口 登録犬 約13.8万人 9,718頭
高浜市 (愛知県)	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例 平成21年4月1日	地域の環境美化に関する課題について、市民等、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれが分担する役割のもと、協働して取り組みを進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、きれいで住みよい地域社会を実現する。	・ふんの放置及び投棄の禁止 ・犬及び猫の管理 ・指導及び催告、命令 ・罰則、罰金5万円以下	・催告書 ・命令書	人口 登録犬 (制定時点) 約4.4万人 2,714頭
日進市 (愛知県)	日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成13年4月1日	環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等催告書	人口 登録犬 約8.1万人 5,996頭
清須市 (愛知県)	清須市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成17年7月7日	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告 ・委任 ・罰則	・飼い犬のふん害の防止催告履行命令書 ・飼い犬のふん害の防止催告書	人口 登録犬 約5.7万人 3,806頭
北名古屋市 (愛知県)	北名古屋市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成18年3月20日	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告	・飼い犬等のふん害の防止催告書 ・防止催告履行命令書	人口 登録犬 約8.1万人 5,209頭
東郷町 (愛知県)	東郷町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成6年12月26日	飼い主の責任としての飼い犬のふん等の処理に関し、必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等催告書	人口 登録犬 約4.1万人 3,398頭
近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市飼い犬のふん害の防止に関する条例 (平成13年1月1日)	飼い犬のふん害に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与すること。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告 ・委任、命令	・飼い犬のふん害等催告書 ・催告履行命令書	人口 約6.8万人
彦根市 (滋賀県)	彦根市ごみの散乱及びふん害の防止に関する条例 (平成14年10月1日)	彦根市環境基本条例(平成11年彦根市条例第1号)の本旨を達成するため、彦根市、市民等、市民団体、事業者及び占有者が協力し、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふん害を防止することにより美観、景観の保持及び水域の水質保全に努め、良好な環境の保全と市民の健全で快適な生活に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び催告 ・委任、命令	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等催告書	人口 約11.2万人
草津市 (滋賀県)	草津市飼い犬のふん等の放置防止に関する条例 (平成15年4月1日)	この条例は、飼い主のふん等の放置防止等について、必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の美しいまちづくりに対する意識の高揚と快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び催告 ・委任	・飼い犬のふん害等催告書 ・命令書	人口 約12.2万人

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
長岡京市 (京都府)	長岡京市まちをきれいにする条例 (平成18年7月1日)	この条例は、長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第6条の規定に基づき、まちの美化に関して必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適で良好な都市環境の実現に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 用語の定義 市長の責務 市民等の責務 事業者の責務 きれいなまちづくりの推進 愛がん動物の管理 飼い主の遵守事項 勧告及び指導、環境美化巡視員の施設調査及び指導 		
大山崎町 (京都府)	生活環境美化に関する条例 (平成14年10月1日)	この条例は、大山崎町生活環境保全に関する基本条例に基づき、町民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、もって現在及び将来にわたり、町民が清潔に、して快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 他の条例との関係 定義 町の責務 町民等の責務 事業者の責務 土地又は建物の所有者等の責務 清潔の保持 ポイ捨て等の禁止 印刷物等配布者の收拾義務 飼い犬の管理 回収容器の設置及び管理 環境美化重点区域の指定 環境美化推進員 環境美化監視員 美化団体の育成 勧告及び命令 公表 立入調査 関係機関への協力の要請 関係刑罰法規の適用の要請 		
宇治市 (京都府)	宇治市環境美化推進 条例 (平成11年10月8日)	この条例は、空き缶等の散乱を防止することにより、環境の美化を促進し、歴史文化都市としての本市の美観の形成に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 投棄の禁止 飼い犬の管理 重点地域の指定 回収容器の設置及び管理 勧告 命令及び公表 原状回復命令 報告の徴収 立入調査 身分証明書の携帯等 委任 罰則 		
城陽市 (京都府)	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例 (平成17年4月1日)	(趣旨)この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 市の責務 飼い主の遵守事項 勧告 命令 罰則 		
久御山町 (京都府)	久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 (平成19年9月21日)	この要綱は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主のモラル向上等に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 町の啓発 飼い主の協力 住民の協力 指導等 		

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
八幡市 (京都府)	八幡市美しいまちづくりに関する 条例 (平成18年3月31日)	この条例は、「環境自治体宣言」のまちとして、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保することにより八幡市環境基本計画の実現を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・事業者の責務 ・市民の責務 ・犬の糞の放置の禁止 ・動物の適正飼養 ・推進員の設置 ・環境美化等の協定 ・立入検査等 ・勧告 ・命令 ・公表 ・費用の請求 ・罰金 ・過料 		
京田辺市 (京都府)	京田辺市まちをきれいにする条例 (平成10年10月1日)	この条例は、京田辺市における美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、市民が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・清潔の保持 ・飼い犬の管理 ・美化重点区域の指定 ・美化団体の育成 ・美化行動の日 ・指導 ・勧告及び命令 ・関係機関への協力要請 		
宇治田原町 (京都府)	宇治田原町まちをきれいにする条例 (平成19年4月1日)	この条例は、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のフン放置及び落書き行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・町の責務 ・住民等及び事業者の責務 ・飼い主の責務 ・飼い犬等のフン放置の禁止 ・美化重点区域の指定 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料 ・推進員の設置 ・委任 		
木津川市 (京都府)	木津川市空き缶等のポイ捨て、 飼い犬のフン放置、落書きのない 美しいまちづくりを推進する条例 (平成19年3月12日)	この条例は、木津川市環境基本条例(平成19年木津川市条例第149号)の基本理念に基づき、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置及び落書き行為(以下「ポイ捨て等」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、学研都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・飼い主の責務 ・空き缶等のポイ捨ての禁止 ・飼い犬のフン放置の禁止 ・落書き行為の禁止 ・空き缶等ポイ捨て防止重点区域 ・飼い犬のフン放置防止重点区域 ・回収容器の設置及び管理指導 ・勧告及び命令 ・委任 ・罰金 ・過料 		
亀岡市 (京都府)	亀岡市環境美化条例 (平成17年3月29日)	この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者等の責務 ・所有者等の責務 ・投棄の禁止等 ・飼い犬等のふんの放置の禁止 ・美化推進重点地域の指定等 ・指導又は勧告 ・代執行 ・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善措置指導書 ・改善措置勧告書 ・改善措置報告書 ・改善措置命令書 ・改善措置命令 ・履行報告書 	

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
与謝野町 (京都府)	与謝野町のまちを美しくする条例 (平成18年3月1日)	この条例は、与謝野町の美化推進に関し、必要な事項を定めることにより町、町民等及び事業者が一体となってモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、町民が快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりを進めることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・町の責務 ・町民等の責務 ・事業者の責務 ・土地所有者等の責務 ・清潔の保持 ・飼い主の責務 ・美化重点区域の指定 ・美化団体の育成 ・美化行動の日等 ・指導 ・勧告及び命令 		
宮津市 (京都府)	宮津市安全で美しいまちづくり条例 (平成19年9月26日)	この条例は、市民と行政等が一体となって、犯罪のない安全なまち及びごみ、落書き等のない美しいまち(以下「安全で美しいまち」という。)をつくることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・基本理念 ・市の責務 ・市民等、地域活動団体及事業者の責務 ・関係行政機関の協力 ・地域コミュニティーの強化 ・防犯の推進 ・子ども等の安全の確保 ・清潔の保持 ・花と緑の推進 ・歩行喫煙 ・委任 		
京丹後市 (京都府)	京丹後市美しいふるさとづくり条例 (平成16年4月1日)	この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者、及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・事業者の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・土地所有者等の責務 ・ポイ捨て等の禁止 ・重点区域の指定 ・重点区域内の重典施策 ・特別保護区域の指定 ・特別保護区域内における禁止行為 ・特別保護区域内の重典施策 ・環境保護団体の認定 ・環境保護団体の活動 ・命令 ・制裁措置 ・関係法令の活用 ・美しいふるさとづくり審議会の設置 ・審議会の所掌事務 ・審議会の組織等 ・委任 		
堺市 (大阪府)	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例 (平成21年10月1日)	安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置禁止		人口 登録犬 (H22.4.1時点) 約83万人 40,421頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
池田市 (大阪府)	池田市環境保全条例 昭和53年7月1日 池田市環境保全条例施行規則 昭和53年8月1日	すべて市民は、健康で安全にして快適な生活を営み得る良好な環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重する。	・飼養者の遵守義務 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約10.4万人 4,452頭
	池田市美しいまち推進条例 (平成21年4月1日)	吸い殻・空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、フン並びに落書き行為の防止について必要な事項を定める事により、市・事業者・市民等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保する事を目的とする。	・ポイ捨て、落書き行為 ・ペットのふんの放置禁止 (指導及び勧告及び過料)		
吹田市 (大阪府)	吹田市環境美化に関する条例 平成11年10月1日 (平成16年12月28日)	ポイ捨て等の防止、屋外広告物の提出又は表示の適正化等環境美化を図ることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・飼い犬等のふんの放置をポイ捨てと位置付け ・ポイ捨て防止のための勧告ができる。		人口 登録犬 約35万人 13,476頭
守口市 (大阪府)	守口市まちの美化推進に関する条例 平成13年10月1日 平成15年3月3日	市、市民、事業者が一体となって、ポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出又は表示の適正化等を図ることにより、快適で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	犬等のふん害の防止		
枚方市 (大阪府)	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例 平成14年10月1日	市、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない、清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保を目的とする。	犬のふんの放置禁止	命令書	人口 登録犬 約41万人 18,441頭
茨木市 (大阪府)	茨木市生活環境の保全に関する条例 (平成21年4月1日)	生活環境の保全のため、公害等の原因となる行為に関して必要な規制や必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。	飼養者のふん害の防止への啓発		人口 登録犬 (制定時点) 約27.4万人 10,980頭
泉佐野市 (大阪府)	泉佐野市環境美化推進条例 (平成17年12月22日)	清潔で美しいまちづくりを図るため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止するための措置を講じ、もって快適な生活環境の保全と都市環境の美化に寄与することを目的とする。	飼い犬等の愛玩動物の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)は、当該動物を適切に管理し、公共の場所へ連れていく場合は、ふんを処理するための用具を携帯し、当該動物がふんをしたときは、適切に処理しなければならない。		
松原市 (大阪府)	松原市きれいなまちづくり条例 平成9年4月1日	市民がより健康で高度な文化的生活を営む上において必要で良好な生活環境の確保と都市の美化促進を図るため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、緑あふれるきれいなまちづくりを総合的に推進するための基本的事項を定め、もって市民福祉のより一層の向上に寄与することを目的とする。	・飼い犬の飼育者の遵守事項 ・市民の協力		人口 登録犬 約12.6万人 5,975頭
大東市 (大阪府)	大東市環境の保全等の推進に関する条例施行規則 平成18年6月5日	事業活動及び市民生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図り、快適でうるおいのある豊かな環境の保全と創造に寄与することを目的とする。	飼い犬等の飼養の適正管理(§17-1①)		人口 登録犬 約12.8万人 5,444頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
和泉市 (大阪府)	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第4章第4節愛玩動物の管理 (第41条、第42条) (平成19年10月1日改正)	愛玩動物の管理義務	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発		人口 登録犬 (H22.3月時点) 約18.4万人 7,619頭
箕面市 (大阪府)	箕面市まちの美化を推進する条例 平成22年4月1日	ごみの散乱及び落書きを行うことの防止についての必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等の協働によるまちの美化を推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・ポイ捨て等の禁止(犬のふん放置) ・立入調査 ・指導、勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約12.6万人 6,356頭
柏原市 (大阪府)	柏原市犬のふんの放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱の防止に関する条例 平成17年12月1日	犬の糞の放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱を防止することについて、市・市民等及び飼い主等の責務、その他必要な事項を定めることにより、柏原市の環境の美化を推進し清潔で美しい町づくりに寄与する。	1 飼い主の糞害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項指導及び勧告 4 指導及び勧告	・飼い主の糞害等 ・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 (H22.3月時点) 約7.5万人 3,483頭
摂津市 (大阪府)	摂津市環境の保全及び創造に関する条例 平成11年6月29日	良好な環境の保全及び創造に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策の総合的推進を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	・飼育者の責務 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約8.4万人 3,407頭
泉南市 (大阪府)	泉南市きれいなまちづくり条例 平成17年4月1日 泉南市きれいなまちづくり条例施行規則 平成17年12月1日	まちの美化を進め、よりよい生活環境を作るために必要な事項を定め、清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	・美化を進めるための施策への市民、事業者の協力 ・ペットのふんの投棄禁止		人口 登録犬 約6.6万人 3,626頭
大阪狭山市 (大阪府)	大阪狭山市ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 平成8年6月28日	ごみ等のポイ捨て等を防止することに関し、市、市民等及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	犬のふんの放置禁止		
阪南市 (大阪府)	阪南市まちの美化に関する条例 平成14年8月1日	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨て及び愛がん動物のふんの放置を防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告及び過料	命令書	人口 登録犬 約5.8万人 3,692頭
能勢町 (大阪府)	能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成22年4月1日	町、事業者及び町民等がそれぞれの責務を自覚するとともに清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するためにポイ捨て等を防止することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料	・(過料) ・告知・弁明書 ・処分通知書	人口 登録犬 (制定時点) 約1.2万人 1,476頭
岬町 (大阪府)	岬町環境の美化に関する条例 平成10年10月1日	環境の美化に関し、町、町民等、事業者及び占有者等の責務、その他の必要な事項を定めることにより、ごみ等の散乱の防止等を図り、快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	・犬のふんの放置禁止 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (H22.9.30時点) 約1.8万人 1,368頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
太子町 (大阪府)	美しいまちづくり条例 平成20年4月1日	空き缶、吸い殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止並びに愛護動物の管理等について必要な事項を定めることにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	愛護動物の飼い主の責務として飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を飼養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。又、やむを得ず愛護動物を継続して、飼養することができなくなった場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて、適切に措置しなければならない。		
河南町 (大阪府)	美しい河南町条例 (平成22年4月1日施行)	かん・びん・吸殻等のポイ捨て及び散乱、犬のフンの放置並びに落書き行為の禁止、空き地・空き家の適正管理、緑化の推進などについて必要な事項を定めることにより、町・住民・事業者等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって河南町の豊かな自然や良好な環境を保持することを目的とする。	飼い主の適正な管理や糞の放置を禁止 (条例第11条)		人口 登録犬 1.65万人 1,414頭
佐用町 (兵庫県)	佐用町良好な環境の保護に関する条例 (平成17年10月1日)	住民の自然保護意識の高揚、環境教育の推進等を図るとともに、住民・企業の協力のもとごみの不法投棄など公害監視体制の強化や自主規制の促進、省エネルギー化と地域ぐるみでの環境美化運動等を推進し、星空景観形成地域の指定を受ける町として、光害防止対策などの取り組みを住民と行政が一体となり、美しい水と緑の環境を守り育て、「ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用」を目指したまちづくりの実現を目的とする。	飼い主の生活環境に対する責務	なし	人口 登録犬 (制定時点) 約2万人 1,902頭
相生市 (兵庫県)	相生市民の住み良い環境をまもる条例 (昭和49年9月24日)	この条例は、現在及び将来に亘つて相生市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の確保に関する市長、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、市民の安全、かつ、快適な環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保することを目的とする。	愛玩動物の飼育者の義務等	なし	人口 登録犬 (制定時点) 約3.2万人 2,079頭
河合町 (奈良県)	河合町飼い犬害等防止に関する条例 (平成9年4月1日)	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し、必要な事項を定めることにより、飼い犬の糞害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬の糞害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	無	人口 登録犬 約2.0万人 1,169頭
三宅町 (奈良県)	三宅町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成22年4月1日	飼い主の責任としての飼い犬のふん等の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等防止勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (制定時点) 7,558人 404頭
和歌山市 (和歌山県)	和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例 平成4年8月6日	地域的美観環境の形成に関し、市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資することを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約36.9万人 16,030頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
有田市 (和歌山県)	有田市美しいまちづくり条例 (平成11年10月19日)	環境基本法の精神にのっとり、ふるさと有田市の美しいまちづくりの形成を目指し、有田市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、かつ一体となって取り組むべき事項を定めることにより、環境美化意識の向上及び美観の保護を行い、現在及び将来の世に美しいまち有田市を提供することを目的とする。	・飼い犬のふんを適切に処理する責務 ・飼い主の遵守事項 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.2万人 1,272頭
紀の川市 (和歌山県)	紀の川市環境保全条例 (平成17年11月7日)	この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画に推進し、もって市民の良好な環境を保全することを目的とする。	飼い犬等(飼い猫)のふん害の防止(第22条)	なし	人口 登録犬 約6.8万人 4,580頭
岩出市 (和歌山県)	岩出市の環境を守る条例 (平成12年12月27日)	犬の糞公害による環境汚染を防止することで、環境の保全、美観の保持を図る。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主遵守事項	なし	人口 登録犬 約5.2万人 2433頭
橋本市 (和歌山県)	橋本市環境保全条例 (平成18年3月1日条例第159条)	飼い犬、飼い猫その他の愛玩動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者(所有者以外の者が飼育し、又は管理する場合はその者を含む。以下「飼い主」という。)は、その飼い犬等の形態、性状等に応じ、悪臭の発散の防止、病害虫の発生の予防等衛生上の適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。	飼い犬等の糞を処理するための用具を携行し、公共の利用に供されている場所並びに他人の土地建物及び工作物を汚染したときは、直ちに処理すること。	なし	人口 登録犬 約6.8万人 4,400頭
串本町 (和歌山県)	串本町の豊かな自然と住みよい環境を守る条例 (平成17年4月1日)	串本町の豊かな自然環境と住みよい生活環境を守るため町、町民、旅行者等が一体となって美しい町作りを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の責務 ・措置命令及び制裁	なし	人口 登録犬 約1.9万人 1,148頭
境港市 (鳥取県)	境港市飼い犬ふん害等防止条例 平成9年12月19日	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・勧告書	人口 登録犬 約3.7万人 1,726頭
雲南市 (島根県)	雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例 平成16年11月1日	飲料容器、吸い殻等の散乱の防止及び飼い犬等によるふん害防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな市をつくり、かつ資源の有効な利用を促進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告 ・命令 ・罰則	・飼い犬のふん害等勧告書 ・飼い犬のふん害等命令書	人口 登録犬 約4.4万人 2,697頭
東出雲町 (島根県)	東出雲町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年7月10日	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しい環境づくりを図り、もって町民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告 ・命令 ・公表	・飼い犬のふん害等勧告書 ・飼い犬のふん害等命令書	人口 登録犬 約1.5万人 823頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
山口市 (山口県)	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日	山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・動物の所有者及び占有者の責務 ・動物の販売に際しての説明義務 ・犬の飼養者の遵守事項 ・猫の飼養者の遵守事項 ・勧告及び命令	・犬のふんによる汚損の回復等措置勧告書 ・犬のふんによる汚損の回復等措置命令書 ・猫の飼養に関する措置勧告書 ・猫の飼養に関する措置命令書	人口 登録犬 約19.8万人 12,175頭
宇部市 (山口県)	宇部市環境保全条例 平成17年4月1日	宇部市における環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施設を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・公共の場所への犬の糞便等廃棄物の投棄の禁止等		人口 登録犬 約17.4万人 12,131頭
防府市 (山口県)	防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成14年4月1日	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告 ・公表		人口 登録犬 約11.6万人 7,843頭
下松市 (山口県)	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成10年4月1日	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約5.4万人 2,826頭
光市 (山口県)	光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成16年10月4日	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止		人口 登録犬 約5.3万人 2,950頭
長門市 (山口県)	長門市ポイ捨て等防止条例 平成17年7月11日	市、市民、事業者及び土地又は建物の所有者が協力して、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみ散乱や犬のふんの放置をなくし、きれいで美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責任 ・市民の義務 ・意識の啓発等		人口 登録犬 約3.8万人 2,167頭
柳井市 (山口県)	柳井市をきれいにする条例 平成17年6月30日	柳井市の良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図ることを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置の禁止 ・市民等に対する勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.5万人 2,190頭
美祢市 (山口県)	美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成20年3月21日	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約2.8万人 2,172頭
周南市 (山口県)	周南市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成15年4月21日	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約14.9万人 9,741頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
山陽小野田市 (山口県)	山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成17年3月22日	市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔なまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約6.5万人 4,084頭
和木町 (山口県)	和木町環境美化条例 平成13年4月1日	粗大ごみ等の投棄及び空き缶等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・町の責務 ・町民等の責務 ・禁止行為 ・命令		人口 登録犬 約0.6万人 217頭
田布施町 (山口県)	美しいまちづくり推進条例 平成14年4月1日	この条例は、美しく魅力のある景観及び環境をつくること、本町の定住条件を高め、また、まちを発展させる原動力になることから、まちづくり行政に携わる者と町民及び民間企業の関係者が互いに協力しあって美しいまち田布施をつくることを目的とする。	・散歩中の犬のふん便の始末 ・立入検査、改善要請 ・改善勧告又は命令 ・公表	・改善要請書 ・勧告書・命令書 ・公表通知書	人口 登録数 約1.6万人 1,217頭
平生町 (山口県)	快適な環境づくり推進条例 平成15年4月1日	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・犬の飼い主の責務 ・指導、要請 ・勧告 ・公表	・勧告書	人口 登録犬 約1.4万人 1,038頭
徳島市 (徳島県)	徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 (平成13年12月27日)	ポイ捨て及び犬のふん害を防止する事により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・罰則	飼い主のふん害等勧告書	人口 登録犬 約26万人 9,923頭
鳴門市 (徳島県)	鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例 (平成15年4月1日)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止及びふん害の防止並びに放置自転車の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所の環境美化の促進及び機能の保全を図り、もって市民の住みよい生活環境の形成に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・指導及び勧告	・飼い主のふん害等勧告書 ・命令書 ・弁明通知書	人口 登録犬 約6.1万人 3,321頭
阿南市 (徳島県)	阿南市ポイ捨て等防止に関する条例 (平成15年10月1日)	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図る。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告		人口 登録犬 7.7万人 3,831頭
吉野川市 (徳島県)	吉野川市飼い犬と宇野ふん害の防止に関する条例 (平成16年10月1日)	この条例は、飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持及び環境美化の促進に寄与することを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	飼い犬のふん害の防止勧告書	人口 登録犬 約4.5万人 2,844頭
阿波市 (徳島県)	阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例 (平成17年4月1日)	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約4.2万人 2,989頭
美馬市 (徳島県)	美馬市の環境美化の推進に関する条例 (平成17年3月1日) (改正平成19年4月1日)	市の環境美化を図るため、ゴミの投棄及び散乱、飼い犬のふん害の防止並びに空き地の環境保持その他必要な対策を講ずることにより、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等が一体となって地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、豊かな自然と歴史を生かした生活環境の保全と循環型社会の構築を目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約3.3万人 2,930頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
藍住町 (徳島県)	藍住町ポイ捨て等及び犬のふん害の防止に関する条例 (平成16年4月1日)	ポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・罰則	飼い犬のふん害の防止勧告書	人口登録犬 約3.3万人 1,702頭
北島町 (徳島県)	北島町ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 (平成16年4月1日)	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を保全することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふん放置の禁止 ・指導又は勧告 ・措置命令		人口登録犬 21,735人 1,301頭
宇和島市 (愛媛県)	宇和島市飼い犬ふん害等防止条例 平成17年8月1日	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口登録犬 (制定時点) 92,602人 5,052頭
松山市 (愛媛県)	松山のまちをみんなで美しくする条例 (平成15年7月1日)	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言、指導及び命令	命令書	人口登録犬 (制定時点) 約51.5万人 22,597頭
安芸市 (高知県)	安芸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 (平成15年3月25日)	ポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化と清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・占有者等の責務 ・犬等の飼い主の責務 ・印刷物等の回収 ・回収容器の設置等 ・重点区域 ・指導及び勧告 ・命令及び公表 ・規則への委任	安芸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する命令書	人口登録犬 約2.1万人 1,339頭
いの町 (高知県)	いの町ポイ捨て及びふん害防止条例 平成18年6月1日施行	町民、事業者、飼い主及び所有者等並びに町の責務を明らかにし、地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・ふん害の防止に関する啓発及び広報活動 ・町への協力 ・犬等のふん放置禁止 ・勧告、命令及び公表	・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口登録犬 (21年4月時点) 約2万7千人 1,877頭
嘉麻市 (福岡県)	嘉麻市環境美化条例 平成18年12月15日	この条例は、環境美化の促進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、嘉麻市、市民等及び事業者が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・措置命令書 ・戒告書 ・代執行令書	人口登録犬 (制定時点) 約4.5万人 2,796頭
宇美町 (福岡県)	宇美町飼い犬ふん害防止に関する条例 平成19年4月1日	宇美町における飼い犬等のふん害等の防止に関し、必要な事項を定めることにより、飼い主の意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務 ・飼い主の責務 ・指導及び勧告 ・命令	・勧告書 ・命令書	人口登録犬 (H21年度) 3.8万人 3,005頭
志免町 (福岡県)	志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成12年12月1日	この条例は、飼い犬等のふん及び尿の処理について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	・町の責務 ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・命令	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口登録犬 (H21年度) 4万人 1,969頭
桂川町 (福岡県)	桂川町環境美化推進条例 平成21年4月1日	桂川町の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・指導及び勧告	勧告書	人口登録犬 (制定時点) 約1.4万人 1,216頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成21年度)
苅田町 (福岡県)	苅田町飼い犬・猫のふん害の防止に関する条例 (平成16年6月24日)	町内における飼い犬・猫のふん害及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上並びにふん害の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止 ・指導、勧告及び公表 ・命令、罰則	・飼い犬のふん害防止 ・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約3.5万人 2,130頭
みやこ町 (福岡県)	みやこ町人と犬・ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日	人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し、必要な事項を定め、町、町民、飼い主の三者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命、身体、財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止 ・指導及び勧告 ・是正命令	・人と犬・ねこの共生に関する是正勧告書 ・是正命令書	
吉富町 (福岡県)	吉富町ポイ捨て等防止条例 平成20年4月1日	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主のふん害の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 7,087人 405頭
佐賀市 (佐賀県)	佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例 (平成19年4月1日施行)	飼い犬のふんの適切な処理について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。	・市の責務 ・市民の協力 ・遵守事項 ・指導及び命令 ・調査 ・罰則	措置命令書	人口 登録犬 約23万人 12,481頭
鹿児島市 (鹿児島県)	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例 (平成16年10月1日)	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市民等の義務(抜粋:市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。) ・措置命令 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約60万人 30,813頭